

〔学術論文〕

日本植民地下台湾・朝鮮における少年保護
Probation for juvenile offenders in Taiwan and Korea
during the Japanese Colonial period

山田 美香
Mika Yamada

要旨：内地で大正11(1922)年の少年法公布と同時に、大正12(1923)年5月少年保護協会が創立され、少年保護に関しては、昭和14(1939)年の司法保護事業法、司法保護委員令で規定された。台湾では、少年法が施行されないことから、司法保護関係者から、昭和12(1937)年7月1日、「少年法並少年保護法施行方建議書」が提言されたが、少年法は施行されず、少年保護事業講習会も開催されなかった。朝鮮では、昭和17(1942)年朝鮮少年令、朝鮮司法保護委員令が公布され、少年保護制度等が確立し、朝鮮少年保護事業助成会の結成の手続きが行われようとした。

キーワード：少年保護、司法保護、司法保護委員、台湾、朝鮮

はじめに

本論文は、日本植民地下の台湾・朝鮮における少年に関わる司法保護（「更生保護のことを戦前は司法保護と呼んだ」¹⁾）の実態を論じるものである。これまで司法保護についての先行研究は、戦後各都道府県の記念誌などで更生保護史を記す場合が多かった。しかし、日本植民地下台湾・朝鮮においてどのような司法保護が行われていたのか、戦前の少年研究保護はほとんど進んでいない。

大友昌子は、「日本における司法保護事業設置時期のピークは1912年にあり」、「朝鮮の場合はこの日本の感化救済事業政策の作用を受けて、植民地化初期の1911年から1914年の間に集中的に設置された」²⁾、「一方台湾の司法保護事業には日本の感化救済事業政策の影響はほとんどみられず、1930年代以降、総督府の指導によって数多く設置された」³⁾と述べている。

本論文では、主に1930年代後半に台湾、朝鮮で刊行された『台湾司法保護』『朝鮮司法保護』から当時の少年司法保護⁴⁾がどのように理解されていたのか、という点について述べる。

1. 司法保護団体

・内地

内地においては、「民間有志により古くは明治17、18年ころから少年保護施設が各地に開設された」⁵⁾。「大正9年には司法大臣官房に保護係が新設され、『少年の保護処分及びその実行に関する調査』を分掌した」⁶⁾。

大正11(1922)年に少年法が公布され、「旧少年法の特徴の一つは『寺院、教会、保護団体又ハ適當ナル者』への委託処分を定めた」ことで、「そのほとんどは、少年保護団体への委託であった」⁷⁾。大正時代に入り司法保護の管轄部署ができるようになったが、民間有志が少年法を精神を体现するために必要な施設を造った。

少年法公布と同時に、少年保護協会が「大正12年5月創立」され、会員組織は「少年保護ニ関スル實際家及研究家ヲ以テ組織シ少年審判官少年保護司其他司法省及少年審判所職員並ニ特志家ヲ会員トシ」、事業は「少年保護ニ関スル学理及実務ノ研究ヲナス為メ」⁸⁾であった。

昭和14(1939)年、司法保護事業法が施行され、少年法（大正11(1922)年）、思想犯保護観察法（昭和11(1936)年）、司法保護事業法（昭和14(1939)年）の3法で司法保護事業が実施された。司法保護事業法公布から半年後、司法保護委員令が施行され、司法保護委員会のもとに区司法保護委員会、司法保護委員がいた。これら司法保護事業を管轄したのは、司法省保護局職員であった。司法保護委員は現在の保護司のようにボランティアであったが、少年に関する保護について次のように規定された。

司法保護委員令 昭和14年9月12日 勅令第644号

司法保護委員令ノ運用ニ関スル件 昭和14年9月26日

第四（三）少年ニ関スル取扱

- （イ） 起訴猶予ノ処分ヲ受ケ、刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ又ハ仮釈放ヲ許サレ若ハ満期釈放セラレタル少年ハ少年審判所管轄区域外ニ於テハ関係官庁ニ於テ成ルヘク之ヲ司法保護委員会ニ通知スルコト
- （ロ） 少年審判所ニ於テ保護処分ニ付シタル少年ニ付テハ少年審判所ノ長ヨリ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ通知スルコト
- （ハ） 少年教護法ニ依ル教護処分中ノ少年ニシテ起訴猶予ノ処分ヲ受ケタルトキハ其ノ取扱ニ付少年教護官庁ト能ク連絡スルコト

昭和14(1939)年9月29日司法省訓令第二号「司法保護委員職務規範」第一章第四条で、司法保護委員は、時代を反映し、「司法保護委員ハ国体ノ本義ニ徹スルト共ニ国策ノ動向ト社会ノ推移トニ留意シ之ニ関スル適正ナル認識ヲ有スルコトニカムベシ」⁹⁾ものとされた。司法保護委員の

選定については、昭和14(1939)年4月、第七十四回帝国議会司法保護事業法案議事速記録で、前田勇が「在郷軍人、殊ニ在郷ノ将校」¹⁰⁾が有効ではないかとし、保護課長森山武市郎が「少年院アタリデハ能ク在郷軍人ノ方ニ御願ヒシテ、色々補導其ノ他教育方面ヲ御願ヒシテ居リマス」¹¹⁾と答弁している。

・植民地、満洲

台湾、朝鮮では、総督府法務部内に保護課があり、台湾司法保護協会、朝鮮司法保護協会を監督した。

昭和11(1936)年に内地で思想犯保護観察法、昭和14(1939)年司法保護事業法公布と連動して、昭和14(1939)年樺太、昭和17(1942)年台湾で司法保護事業法が、昭和17(1942)年朝鮮では朝鮮司法保護事業令が公布、朝鮮思想犯保護観察令が施行される¹²⁾。台湾では思想犯保護観察令が施行されなかったのは、王泰昇によると「台湾植民地当局は台湾人による政治的抵抗活動を十分に制御できると自信をもっていたばかりか、状況が内地と朝鮮にくらべて『良い』ので、新しい思想規制措置を施行する必要がないと思っていたのである」¹³⁾。

昭和14(1939)年内地の全日本司法保護事業大会には、「朝鮮2名、台湾2名、関東州1名」¹⁴⁾が植民地から関係者が参加した。昭和15(1940)年紀元2600年記念全日本司法保護事業大会では、第一部会（一般釈放者保護）には、「樺太保護会2名、樺太司法保護委員会、朝鮮京城救護会など5名、台湾台湾三成協会会長、台湾総督府法務局長中村八十一など16名、関東州財団法人為人会1名」、第二部会（少年保護）には「朝鮮開城大成会1名、台湾大甲街司法保護会1名」、第三部会（思想犯保護）には「樺太司法保護委員会3名、朝鮮元山陽報会1名、台湾竹東郡連合保護会など3名」¹⁵⁾が参加した。参加者はいずれも植民地下司法保護事業に関わる官僚や実務家であったが、日本人だけでなく、現地の人も参加している。

この時期の少年保護の目的は、「朝鮮に於ける徴兵制の実施こそ、少年保護事業の究極の指導精神を与へられたもの」¹⁶⁾だというように、戦時中兵士として有為な少年に更生するというものであった。

司法保護協会は、「東亜共栄圏内の斯業の事情を調査すべく本協会に於ては先づ北京及上海駐在の司法官に対し大陸連絡促進方を委嘱し」「尚満洲に於ける少年思想犯の動向に就ては満洲国檢察次長に調査方を頼るところありたり」¹⁷⁾と、内地の保護対象の少年を大陸に派遣するよう図った。それは、「少年保護事業家を満蒙支那大陸の視察に派遣する事」「人材資源の確保上、保護少年の国策線上に於ける動員の必要が益々急務」であるため、「その指導者であります少年保護実務家が満蒙、支那大陸の現地を視察致します事が先以て必要な事」¹⁸⁾と言われた。

しかし一方で、「保護少年ノ大陸進出ニ関スル件」（昭和14(1939)年9月21日保護課長通牒保16585号）では、「同義勇軍全応募者中事故アリタルモノ百分ノ六（此ノ中ニハ保護少年ノ事故ア

リタルモノヲ計上セリ)ニ比シ保護少年ノ事故ハ実ニ百分ノ三十八ノ高率ヲ示スモノニシテ更ニ該調査後モ同義勇軍関係ノ保護少年ノ事故ハ続出ノ状況ニシテ些カ痛心ニ堪ヘス」¹⁹⁾と問題を抱えていた。そのため「保護少年ノ徴用ニ関スル件」(昭和16年11月6日 保護局長通牒保第20673号)で、「国家有用ナル人材育成ニ努メ以テ国策遂行ニ御協力相成様致候然共矯正院又ハ司法保護団体ニ収容セル少年ノ中ニハ未タ改悛ノ情認メ難ク再犯ニ陥ルノ虞顯著ニシテ引続き相当期間収容シ矯正指導ノ要アルモノ不勤候」²⁰⁾と内地での矯正教育の必要が述べられた。

・仏 教

さて、諸点淑²¹⁾の研究でも明らかだが、司法保護事業は統治の初期は全くの官制である場合が少なく、外地への日本人進出と同じくして、仏教各宗派が外地で布教、社会事業を展開する過程で司法保護事業も開始される場合があった。仏教各宗派が布教師を派遣し、少年刑務所に教誨師を派遣し、少年犯罪を含めた更生保護に乗り出した。

植民地の中でも、台湾では本派本願寺、朝鮮では真宗大谷派本願寺の事業が影響力があり、真宗大谷派京城別院は「児童教育、監獄教誨、救済、社会事業活動を行った」²²⁾。台湾に比べると、朝鮮の方が仏教宗派による植民地社会事業は細部にわたっていた。大友によると、総事業数105のうち、「宗教別ではキリスト教系が32、仏教系が21、公営が26で、宗教性のないものや不明が26」²³⁾であった。

守屋は、内地の「少年保護団体は多くは宗教的背景を有する慈善的色彩の強いもので」「神道が6、仏教が69、基督教14、宗教に関係ないものは25」²⁴⁾というように仏教関係者が圧倒的に司法保護事業にかかわっていた、と述べた。これらのことから、植民地下台湾、朝鮮においても、仏教宗派が内地と同様に司法保護事業に参与したのは当然であったと考えられる。

2. 台湾における少年保護

明治31(1908)年、白羽窮民救養所が設立されて釈放者を保護した²⁵⁾。台湾では、「台南、台北、台中に保護会が設立され釈放者の保護に当たっていたが、大正4年9月に至り更に全島に於ける司法保護事業の発達を計るために」、財団法人台湾三成協会が設立され、「保護事業の統一を計る」²⁶⁾ことがなされる。「本部を総督官房法務課に置き、前記の三団体にそれぞれ支部を置き」「台湾官民の間に司法保護の重要性が次第に認められて篤志家、宗教家等によつて保護会が設立されるに至つた」²⁷⁾。

昭和6, 7(1931, 1932)年ころは、「全島で保護会の数が僅か五つ六つの淋しいもの」²⁸⁾だった。大正5(1916)年、セツルメント人類の家は、稲垣藤兵衛によって創設され、「児童部では初等教育と不良少年の発生防止のための稲江義塾、不良少年保護、学用品給貸与、児童級職、職業補導講習、夜間国語講習、児童宿泊保護事業など」²⁹⁾を行った。

しかし、少年法が施行されないことから、第一回新竹州司法保護委員大会代表者新竹州聯合保護会長赤堀鉄吉から、台湾総督小林躋造宛に、昭和12(1937)年7月1日、「少年法並少年保護法施行方建議書」が提言された。

少年法並少年保護法制定依頼既ニ十五年ヲ閱スト雖モ僅ニ内地ノミニ之ヲ実施シ吾ガ台湾ニ於テハ未ダ本法ノ施行ヲ見ズ一ヶ所ノ少年審判所ヲモ有セザルハ法ノ普遍性ニ鑑ミ恟ニ遺憾トスル所ナリ。今内地ノ少年審判所管内ニ於ケル犯罪少年及準犯罪少年ヲ見ルニ保護処分ノ恩恵ニヨリ改遇遷善シテ国家ノ忠良ナル臣民トナリ実社会ニ活動シツツアル事實ハ是レ誠ニ立法精神ニ副ヒ保護処分ノ効果ヲ如実ニ示シタルモノト信ズ□之ニ反シ本島ニ於ケル少年ノ悪化ハ日ヲ追テ累増ノ情勢ニアリ本島住民ノ蒙ル不幸ノ甚大ナルハ勿論是等少年ノ前途ヲ□フ秋寒ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ速カニ本島ニ少年法並少年保護法ヲ制定セラルル様御高配相仰度。(□は不明)

このように少年保護事業は、「今までは一般釈放者保護事業に附随的に行はれ」³⁰⁾ たが、戦争に伴い犯罪少年が増える中、少年法、少年保護法の制定が望まれた。少年犯罪は、14歳以上18歳未満の少年の犯罪で、昭和11(1936)年検察受理は4,474名、事変後の昭和12(1937)年はそれより227名減少、起訴は昭和11年738名、昭和12年775名³¹⁾であった。

戦時中になると、昭和12年7月1日、新竹州司法保護委員大会で、「台北帝国大学をはじめ、台北市内に在る41校の学校長に対し資料を送付し記念当日学生、生徒、児童に釈放者保護に関して講和方を依頼した」³²⁾。「昭和12年夏台北市万華の慈恵塾に於いて塾長黄連発氏の多年の努力が報ひられて新築中の塾舎が落成し、台北市内の不良少年の教化に乗り出した」³³⁾。

台湾では、結局50年にわたる統治の中で、台湾では朝鮮とは異なり、少年令でさえ施行されることはなかった。「台湾ニハ未ダ少年法ノ施行ナキモ犯罪少年又ハ虞犯少年ノ保護ハ時局下ニ於テ」³⁴⁾ 重要だという理解がなされていたが、法務局行刑課長の稲田喜代治は、十分な少年保護事業が行われていなかったと記している³⁵⁾。

皇紀2600年記念全日本司法保護事業大会に台湾から派遣された羅文福(清水街司法保護会主事)は、第二部会の少年保護について、「内地では夙に少年法が実施されて少年保護機関並び施設が完備して大なる効果を挙げて居りますが、顧みまするに我が台湾には成徳学院一ヶ所少年教護法によるのみで少年の保護徹底は期せられず、一日も早く台湾に少年法が適用されんことを希望してやまない」³⁶⁾ と書いている。

昭和17(1942)年、台湾で司法保護事業法が施行されたのは、まさに「司法保護事業ニ対スル国家ノ監督指導不十分ナル為事業遂行上ノ統計連絡共ニ十分ナラズ」³⁷⁾ という状況下で、「長期戦下ニ於ケル社会事象殊ニ其ノ経済機構ノ急激ナル変化ニ伴フ犯罪ノ動向ニ想到スルトキ真ニ憂慮

スベキモノアリ」³⁸⁾ というように、戦時下において必要な国家統制の一環としてであった。

台湾では「市・郡ヲ単位ニ区司法保護委員会ヲ設置シ司法保護委員ノ連絡ヲ全クシ更ニ地方法院管轄区域毎ニ司法保護委員会ヲ設ケ区司法保護委員会ノ連絡統制並ニ司法保護委員ノ指導ヲ行ハントス」³⁹⁾ というように司法保護委員を立てた。各地に、台北司法保護委員会、新竹司法保護委員会、台中司法保護委員会、台南司法保護委員会、高雄司法保護委員会⁴⁰⁾があり、台湾全土を網羅していた。主に司法保護委員会の業務を担当したのは、財団法人台湾三成協会、高雄司法保護委員会は財団法人宜蘭保護会⁴¹⁾であった。例えば、「台湾三成協会は1926年、新竹に直営の保護場、新竹更新舎を設置した」⁴²⁾ が、次のように、少年刑務所出所者の更生が行われていた。

李銀坤（仮名）は、「十八歳の時窃盗罪で一度起訴猶予に附せられ、翌十九歳の時遂に同罪で受刑の身となって、新竹少年刑務所で二年の刑に服し、昭和十四年四月初め同所を出所した」「本人を説いて、当分更新舎で収容保護を加える事になった」「時々隠れて喫煙したり、晩こっそり舎を抜け出して買食したり、或は舎から給せられる金が余り少いので、馬鹿らしいから退舎させて欲しいとか、通行人が彼等を見て『犯人』だと嘲笑したから、もうこんな所にはいない等と駄々をこねたりしたこともあった」⁴³⁾。

台湾では、内地同様、司法保護委員の研究会が行われ、昭和18(1943)年7月の第8回司法保護実務者錬成会までに、2000数百名の司法保護委員の中で323人が参加した⁴⁴⁾。

台北州連合保護会主催司法保護事業講習会など、各市郡連合保護会との共同で、司法保護事業講習会、座談会が開催された⁴⁵⁾。しかし内地では、「少年保護司及少年保護団体職員ヲシテ本業ノ整備強化ニ関スル具体的方策ヲ協議研究セシムルト共ニ其実践力ヲ涵養セシメ以テ切迫セル時局ノ要求ニ応ゼシメンガ為メ」「昭和16年9月16日ヨリ同20日ニ至ル5日間少年審判長ノ推薦ニ依ル囑託少年保護司及少年保護団体職員合計50名ヲ集メ」⁴⁶⁾ 少年保護実務家協議会が行われたが、台湾では、少年保護事業講習会は開催されなかった。

台湾では、少年法実施に至っていないが、大正11(1922)年内地で少年法が公布され、「この公布日の4月17日を少年保護記念日と定め」、「其の精神を汲んで少年犯の処理を致して居りますので、内地と呼応して昭和13年よりこの意義深い日を以て全島一斉に少年保護の精神高揚に努めてきた」⁴⁷⁾。少年保護記念日実施要綱（新竹州連合保護会）の指導目標は「1 決戦体制下ニ於ケル少年保護事業ノ画期的強化、2 少年法施行促進並ニ是ニ伴フ施設ノ整備拡充、3 保護報国精神ノ昂揚ト少年ノ不良化防止ノ強調」⁴⁸⁾、昭和18年度少年保護記念日要項（台中州連合保護会）の実施要項は「管内司法保護委員ヲ動員シテ担任区域内ノ少年保護対象者ノ実情ヲ調査報告セシメ保護カード作成ス、少年法施行促進ノタメ代表者ヲ出府陳情セシム」⁴⁹⁾ であった。

3. 朝鮮における司法保護

朝鮮で初めて設立された司法保護団体は、「明治40年平穰の星忠平といふ人が、平穰付近の寺の坊さん飯尾弁重と云ふ人と共同して作った」⁵⁰⁾ 救護院で、不良少年収容所としては、釜山輔成会分派赤崎学園があった⁵¹⁾。元釜山保護園は、釜山監獄職員の下、明治44(1911)年12月設立された⁵²⁾。

民間の自発的な司法保護事業に対して、「大正2年5月に総督府内訓第五号となつて免囚保護事業補助金下附手続といふそう云ふ規定が初めて制定」し、「爾来約一カ年の間に全鮮に保護団体といふものが二十ヶ許り出来て」⁵³⁾ いたという。

「大部分の不良の浮浪児達は刑罰責任年齢に到達と共に検挙せられ少年刑務所に送られて居たのであるが其収容設備も三ヶ所の少年刑務所にては不十分なため、却って浮浪の盗児は町に放任の状態も見られた」という状況であった。「救世軍で大正7年11月京城府平洞町に収容所を設け」、「昭和3年当時の京城本町警察署長小松寛美氏の自費を以て設立せる明信舎は浮浪児を木工により善導」し、「内地より帰来して見た半島出身の方山洙源氏は独力町の浮浪児を収容し」⁵⁴⁾ た。「昭和11年仁川に仁川少年刑務所が開設され犯罪少年の教化事業が起されて以来再び保護会の必要が仁川に於ても痛感され昭和11年9月13日の司法保護記念日の意義ある日に仁川救護会の名の下に保護会が成立し」⁵⁵⁾ た。仁川救護会では、少年犯罪に関する座談会（少年令の実施、最近の学生生徒の保護実施、少年不良化の実情と対策等）を、官公署長、府内学校長と開催した⁵⁶⁾。

しかし京城であっても内地に比べ司法保護団体は少なく、「京城少年審判所管内の総人口数は昭和16年末に於て920万余同年末迄の、大阪少年審判所管内大阪京都兵庫の三府県人口総数より約54万少きに過ぎない」、「同年末現在の大阪少年審判所管内には37ヶ所の保護団体が存在し其の収容定員は1301名となつて居る。朝鮮少年令では対象少年の年齢が20歳迄であり朝鮮少年犯罪数が内地の2倍の割合にある事実に鑑みる時は京城少年審判所管内に少くとも3000人を容るに足る設備が必要である」⁵⁷⁾ という状況であった。

大友によると、1935年の「朝鮮における社会事業機関、施設の総数は289」、そのうち「感化事業5」「釈放者保護事業が27」⁵⁸⁾ であった。

そのため、京城少年審判所長上野義清によると、「朝鮮司法保護協会は京城少年審判長たる私に金八万円の助成金を交付して保護団体の設立を命じ」⁵⁹⁾、朝鮮少年保護事業助成会の結成の手続きがなされようとした。

昭和十七年九月朝鮮総督府囑託少年保護司の任命ありたるを期し同月二十二日少年審判所職員及囑託保護司打って一丸となり、少年保護団体設立と之れを助成し又之等に附随する事業を為す事を目的とせる朝鮮中部少年保護事業助成会と称する外廓団体を結成し少年保護団体並に個人会員を以て組織員とし、京城少年審判所長が其会長となつて活動

する事とし爾來京城及各管内有志及囑託保護司に呼びかけ其会員の獲得と各地方に保護団体の組成を促して居り現在京城に於ては第一著手として少年審判所長を会長とする財団法人組織の二葉塾と称する少年農業訓練所を設立する手続き中にして…⁶⁰⁾。

朝鮮少年令施行に伴う少年審判所の創設で、「京城少年審判所々属囑託少年保護司は管内全部にて百五十二名任命せられたるも其約半数が官公吏である事実は半島の実状を語るものである。民間人の優秀なる囑託保護司を尚ほ相当数獲得せなければ観察保護の完全を期し難いのである。右の中民間人中約三分の一が半島在籍者である」⁶¹⁾と、約半数が官公吏という官製のものであった。

・司法保護連合会

昭和8(1933)年、朝鮮総督府では、「本府の刑務所長会議に於て諮問事項として免囚保護事業の基礎拡充に関する方策といふ斯ういふ諮問」がなされ、昭和9(1934)年、京城、平壤、大邱履審訪法院管内に司法保護事業研究会が結成、各覆審法院の検事長が会長となって⁶²⁾、保護事業の指導、研究を行った。

法務局刑事課長であった黒瀬正三郎によると、「僅に朝鮮感化令があるのみで多数の不良少年に対しては何等保護の施策なくして放置せられつつあるといつても過言ではない」⁶³⁾ため、すでに、「昭和10年には既に当時の法務局長より全鮮の裁判所及検事局の長官に対し『少年保護制度を朝鮮に実施するの可否』に就いて意見か問はれて居」⁶⁴⁾た。

「半島法務局は当地少年保護制度の実績に鑑み昭和10年度に行はれたる司法部監督官会同に朝鮮に少年令施行の可否に付答申を求め、大多数の答申は其要あるを認め爾來年々其実施に関する準備調査等が為され昭和15年第79議会に於て司法保護員制度共に少年令及其関係法令実施に関する予算案が通過し、昭和17年3月23日朝鮮少年令並に其関係法令は公布せられ同月25日其実施を見るに及」⁶⁵⁾んだ。

そして、昭和16(1941)年9月、司法保護記念日に朝鮮司法保護協会が結成される⁶⁶⁾。一方、朝鮮では、昭和11(1936)年朝鮮思想犯保護観察令、昭和17(1942)年朝鮮少年令、朝鮮司法保護事業令が公布され、法務局保護課職員が管轄した⁶⁷⁾。

昭和17(1942)年朝鮮司法保護委員令が公布され、「3月末には司法保護団体経営の法制化、司法保護委員制度、少年保護制度等が確立」し、「4月1日より法務局内に新たに保護課が設けられ、思想犯保護視察所、思想犯予防拘禁所、少年審判所、矯正院、司法保護院、大和塾、少年保護団体、普通保護団体等に関する事務は挙げて保護課の主管」⁶⁸⁾となった。当時、朝鮮総督府法務局長宮本元が、少年保護の新制度は、「『少年に特別なる保護処分の制度』と『刑事処分の制度』」とを包含しており、「忠良なる少国民たらしめて其の本分を尽くさしむるとともに、犯罪を予防

して国家治安の確保に寄与せんとし」⁶⁹⁾ と、少年保護の重要性が重要な臣民の養成という意味で、重視されていた。

以上のように、戦時中、国家事業として朝鮮総督府が少年保護事業を行った。早田福蔵は、それを、次のように述べている。

我が国に於ける少年保護制度は明治以来懲治主義、感化主義、教育主義の三段階を経て今日に到ったのでありますが之等は何れも国家に於ける少年の地位に対する省察を閉却し保護の指導精神に於て国家構成の一要因としての完全なる根本理念を忘れたるの憾みがありました。斯くして少年保護の指導精神の転換教育主義より錬成主義への改変を見るに至ったのであります。朝鮮に於ける少年保護事業は斯かる転換期に際会して其の発足を見たのであります。今や錬成主義の指導理念の下に活発なる活動を続けてあります⁷⁰⁾。

また、「少年保護記念日ニ際シ、少年保護思想ノ普及宣伝運動ヲ為スコト」⁷¹⁾、少年保護活動は積極的に行われ、年に1度内地の少年法の制定日を少年保護デーとし、催し物を実施していた。昭和18(1943)年度少年保護運動実施要綱は次のようなものであった。

趣旨「大東亜戦争下戦力増強ノ絶対的要請ニ鑑ミ之ガ重要給源タル少年層ニタイスル保護事業ノ緊要性ヲ強調シテ」

後援 朝鮮総督府、国民総力朝鮮聯盟

主催 朝鮮司法保護協会、朝鮮中部少年保護事業助成会、二葉塾

京城救護会、京城大和塾は実質的に後援

しかし、「朝鮮の人は此の司法保護事業と云ふものについての理解は非常に乏しいものでありまして」、「刑務所を出た者は悪い者であると云ふ風に考へて全然顧みない、切角真人間にならうとしてゐる者を容れてやらない」⁷²⁾ という、司法保護事業への理解のなさを嘆く司法保護委員もみられた。

女性の囑託保護司は、「婦人は子供を産んで育てて行くそれ以外には社会的国家的にもそう云ふ問題は考へてゐない」「大抵不良少年不良少女と云ふものは家庭が円満でない所から多く起るやうに思ひます。学校辺りで調べた所を見ますと多くは継母で家庭が円満でない所から、多く不良少女不良少年が出てゐます」⁷³⁾ と、家庭の中での母親の教育力に期待した。

おわりに

植民地下台湾、朝鮮では、戦時下の司法保護事業法施行に伴い、同様の政策が展開された。少年司法保護は、その設立の背景から植民地で共通するものがあつたが、台湾では、司法保護関係者から、昭和12(1937)年7月1日、「少年法並少年保護法施行方建議書」が提言されたが、少年法は施行されず、少年保護事業講習会も開催されなかった。朝鮮では、昭和17(1942)年朝鮮少年令、朝鮮司法保護委員令が公布され、少年保護制度等が確立し、朝鮮少年保護事業助成会の結成の手続きが行われた。

-
- 1) 倉見慶記編集『矯正協会百周年記念論文集第一巻』財団法人矯正協会、昭和63年、p.423。
 - 2) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、p.219。
 - 3) 同上。
 - 4) 倉見慶記編集『矯正協会百周年記念論文集第一巻』財団法人矯正協会、昭和63年、p.423。「少年審判、少年矯正も『少年保護』として保護制度の概念に含まれていた」。
 - 5) 同上、p.428。
 - 6) 同上。
 - 7) 同上、p.429。
 - 8) 司法大臣官房保護課『司法保護要覧下』司法大臣官房保護課、大正13年、p.443。
 - 9) 司法大臣官房保護課『昭和14年11月司法保護事業法関係法規』p.45。
 - 10) 司法大臣官房保護課『司法保護資料第十八輯(昭和14年4月)第七十四回帝国議会司法保護事業法案議事速記録』p.237。
 - 11) 同上、p.238。
 - 12) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、p.42。
 - 13) 王泰昇、鈴木敬夫訳「植民地下台湾の弾圧と抵抗…日本植民地統治と台湾人の政治的抵抗文化…」『札幌学院法学』第21巻第1号、2004年、p.243。
 - 14) 鈴木信海『昭和14年全日本司法保護事業大会報告書』財団法人司法保護協会、昭和15年6月、p.60。
 - 15) 司法省・財団法人司法保護協会『紀元2600年記念全日本司法保護事業大会要綱』昭和15年11月、p.54、p.67、p.106。
 - 16) 大橋武雄『徴兵制と少年保護』『朝鮮司法保護』第二巻第十号、昭和17年10月15日、pp.28-29。
 - 17) 司法保護研究所『昭和16年度財団法人司法保護協会事業概要』司法保護研究所、1941年、p.15。
 - 18) 鈴木信海『昭和14年全日本司法保護事業大会報告書』財団法人司法保護協会、昭和15年6月、p.127。
 - 19) 司法省保護局編纂『司法保護事業法規類聚』司法保護研究所発行、1942年、p.136。
 - 20) 同上、p.142。
 - 21) 諸点淑「朝鮮(1877年～1910年)における日本仏教の社会事業動向—真宗大谷派の活動を中心に—」日本思想史研究会『日本思想史研究会会報』(24)、2006年12月、pp.22-40。
 - 22) 尹晟郁「近代朝鮮の社会事業史研究—朝鮮末のカトリック教と日本仏教による社会事業を中心に—」『同志社会福祉学』1994年、p.36。
 - 23) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、p.281。
 - 24) 守屋克彦『少年の非行と教育』勁草書房、1984年、p.101。
 - 25) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、p.218。
 - 26) 司法保護協会『昭和15年司法保護事業年鑑第一巻』司法保護協会、昭和15年、『昭和15年司法保護事業年鑑第一巻』p.412。山田美香「日本植民地下台湾における少年犯罪と教育」教育史学会第50回大会(於:大東文化大学)発表原稿、平成18年9月16日。
 - 27) 同上。
 - 28) 山本真平「釈放者保護事業に就て」本田乙松『台湾司法保護』第70号、台湾司法保護事業連盟、昭和15年11月15日、p.34。
 - 29) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、pp.201-202。
 - 30) 司法保護協会『昭和15年司法保護事業年鑑第一巻』司法保護協会、昭和15年、p.413。
 - 31) 本田乙松『台湾司法保護』第70号、台湾司法保護事業連盟、昭和15年11月15日、p.31。
 - 32) 司法保護協会『昭和15年司法保護事業年鑑第一巻』司法保護協会、昭和15年、p.443。
 - 33) 同上、p.413。
 - 34) 台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090137。
 - 35) 稲田喜代治「青少年の不良化防止と司法保護」本田乙松『台湾司法保護』第76号、台湾司法保護事業連盟、昭和16

- 年5月13日、p.7。山田美香「日本植民地下台湾における少年犯罪に関する研究」『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』第20号、2006年3月、p.102。
- 36) 羅文福「忘れ得ぬこの感銘」本田乙松『台湾司法保護』第73号、台湾司法保護事業連盟、昭和16年2月13日、p.59。
- 37) 「司法保護事業法ヲ台湾ニ施行スル件」台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090130。
- 38) 台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090135。
- 39) 「司法保護委員制ヲ設ケ」台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090139。
- 40) 「参考14 司法保護委員会の名称位置保護区」、台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090163。
- 41) 「参考15 司法保護委員会及び司法保護団体設置調」台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090164、000104780090171。
- 42) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、p.218。
- 43) 福永覚也「情に魅る人々」台湾総督府臨時情報部『部報』第105号、司法保護週間特輯、昭和15年9月1日、p.24。アジア歴史資料センター、リファレンスコードA06032507800。
- 44) 「台湾司法保護委員講習会ニ關スル件」台湾公文類纂冊号11154、文号1、第八回司法保護實務者錬成会綴、1943年、000111540030041。
- 45) 本田乙松『台湾司法保護』第71号、台湾司法保護事業連盟、昭和15年12月13日、pp.57-58。
- 46) 司法保護研究所『昭和16年度司法保護研究所事業概要』p.6。山田美香「日本植民地下台湾における少年犯罪と教育」教育史学会第50回大会（於：大東文化大学）発表原稿、平成18年9月16日。
- 47) 中村八十一「少年保護記念日に際りて」本田乙松『台湾司法保護』第76号、台湾司法保護事業連盟、昭和16年5月13日、p.2。山田美香「日本植民地下台湾における少年犯罪に関する研究」『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』第20号、2006年3月、p.102。
- 48) 池田志幹『台湾司法保護』第99号、台湾司法保護事業連盟、昭和18年5月17日、p.118。
- 49) 同上、p.119。
- 50) 「皇民錬成と司法保護に関する座談会」昭和17年9月11日、朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第2巻第10号、昭和17年10月15日、p.34。
- 51) 『植民地社会事業関係資料集 朝鮮編53』、釜山輔成会浦本智蔵「昭和6年度事業成績報告」京城刑務所印刷工場、昭和7年6月、p.57。
- 52) 同上、p.59。
- 53) 「皇民錬成と司法保護に関する座談会」昭和17年9月11日、朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第2巻第10号、昭和17年10月15日、p.35。
- 54) 上野義清「半島の少年保護事情」川上義明『少年保護』第8巻第2号、2月号、財団法人司法保護協会、昭和18年2月発行、p.43。
- 55) 『昭和15年司法保護事業年鑑第一巻』p.405。大友昌子は、不良少年保護機関として、財団法人和光教團、財団法人鎌倉保育園京城支部、明新舎について紹介している。大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、pp.286-293。
- 56) 朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第2巻第5号、昭和17年5月15日、p.60。
- 57) 上野義清「半島の少年保護事情」川上義明『少年保護』第8巻第2号、2月号、財団法人司法保護協会、昭和18年2月発行、p.45。
- 58) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房、2007年、pp.280-281。
- 59) 上野義清「半島の少年保護事情」川上義明『少年保護』第8巻第2号、2月号、財団法人司法保護協会、昭和18年2月発行、p.46。
- 60) 同上。
- 61) 同上。
- 62) 「皇民錬成と司法保護に関する座談会」昭和17年9月11日、朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第2巻第10号、昭和17年10月15日、p.35。
- 63) 黒瀬正三郎「車中雑感」朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第1巻第1号、昭和16年11月15日、p.30。
- 64) 宮崎保興「朝鮮に於ける少年保護制度（一）」朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護第二巻第四号』、昭和17年4月15日、p.20。
- 65) 上野義清「半島の少年保護事情」川上義明『少年保護』第8巻第2号、2月号、財団法人司法保護協会、昭和18年2月発行、p.44。
- 66) 「朝鮮司法保護協会設立経過」朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第2巻第1号、昭和16年11月15日、pp.56-57。
- 67) 「参考19 朝鮮ニ於ケル司法保護施設概要」、台湾公文類纂冊号10478、文号9、門号7、門別司法、類号5、類別行刑、1942年、000104780090192。
- 68) 「保護消息」朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第1巻第2号、昭和16年12月15日、p.56。
- 69) 宮本元「戦時下少年保護の新発足」朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第1巻第2号、昭和16年12月15日、p.2。
- 70) 早田福蔵「短期錬成と少年保護」朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第4巻第4号、昭和19年4月15日、p.3。

- 71) 森山武市郎『戦前期社会事業基本文献集⑩司法保護事業概説』日本図書センター、1995年6月、p.265。
- 72) 朝鮮司法保護協会『朝鮮司法保護』第3巻第1号、昭和18年1月15日、p.36。
- 73) 同上、p.37。